

年 度	平成28年度	文書番号	教高 第3171号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 28年11月 28日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 28年11月 29日		主 査 中田 博之
施 行 日	平成 28年11月 29日		(電話番号:)
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	102-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公 開 用 簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 34年 3月 31日		
文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面及び証拠説明書等の提出について		
公 開 用 文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面及び証拠説明書等の提出について		
決裁 関与者	奥野 憲一 [教委総務/広報・議事グループ] [課長補佐] 平芳 幸子 [教委総務/広報・議事グループ] [主査] 高取 秀夫 [教委総務/広報・議事グループ] [主査] 松田 正也 [高等学校課] [課長] 藤井 光正 [高等学校課] [参事] 木下 隆 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐] 三宅 恭子 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]		
関係者			

標記事件に係る準備書面、証拠説明書及び乙1~27号証を、案1~2により大阪高等裁判所に提出してよろしいか。

伺い文

種別

添付文書名
281129-2 大阪府 VS ■■■ 準備2 求釈明 (最終) .docx
281128-2 (起案用) 大阪府 VS ■■■ 証拠説明書 (乙1~27) .docx

電子
電子

添付文書情報

施行先

施行方法

その他

備考

平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外1名

被告 大阪府

被告準備書面(2)

平成28年11月29日

大阪地方裁判所

第25民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



同 井 川 一 裕



被告指定代理人

大阪府職員 中 田 博 之



同 三 宅 恭 子



同 高 取 秀 夫



同 平 芳 幸 子



(原告ら第1準備書面について)

第1 原告ら第1準備書面の第2について

1 求釈明アについて

「授業妨害」の定義の問題であり、いろいろな定義がありうるが、本件では、男子生徒Aが騒いで周囲の生徒に迷惑をかけたり担当教員の授業進行に支障を生じさせたりしていなかったことから、授業妨害はなかった旨表現したものである。

2 求釈明イについて

これも「授業のコントロール」ということの定義の問題であろうが、林講師は机間を回って生徒のノートチェックを行い、生徒らは同講師の指示に基づき課題について相談しながら取り組んでいたものであることから、授業のコントロールができていない状況ではなかったと表現したものである。

3 求釈明ウについて

被告準備書面(1)で説明したとおり、男子生徒Aは右隣の女子生徒に対して話しかけていたが、同女子生徒が「勉強しているから待って」と言うと、同Aは右横を向き体を乗り出すようにして女子生徒の手を握り、静かに待っていた。■君はそのような同Aの頭部を軽くたたき、無視する同Aの襟をつかんで左斜め後方へ引っ張り席に正しい姿勢で座らせようとしたが、同Aはそれも無視して女子生徒と話を始めた。■君は再度同Aの襟をつかんで左斜め後方へ引っ張った。そのとき同Aが■君の方を振り向いて「なに？」と問いかけたあと、■君は何も言わずに同Aの左ほほを強くビンタしたものである。

4 求釈明エについて

男子生徒Aは■君の方を振り向いたとき「なに？」と問いかけたものである。

5 求釈明オについて

被告準備書面(1)で説明したとおり、男子生徒Aは、●●君に対しビンタ仕返したあと、教室の外で話をしようと、立ち上がって●●君の胸元を右手でつかんで引き寄せたところ、●●君が椅子からずり落ちるようにして尻もちをつき、同Aがそのようになった●●君の重みに引っ張られるようになって●●君の上に覆いかぶさるような状態になったものである。

6 求釈明力について

本件高校では、懲戒対象生徒の反省の有無や程度いかんにかかわらず、所定の懲戒処分量定基準に基づき処分を実施している。ただし、事情聴取のときには懲戒対象生徒の反省状況を確認し、処分中又は処分後の指導において十分に考慮するようにしている。

7 求釈明キについて

被告準備書面(1)で説明したとおり、太田教諭は、●●君を帰宅させることとしたあと、「これからの動きは、今日家に電話してお母さんに伝えます。お母さんにも後日学校に来てもらわないといけなくなるかもしれないから、先生からも伝えるけど、自分の口で今日学校であったことと、反省していることと、変わろうと思うことを伝えるんやで」などと言い、その後、●●君が荷物を取って教室を出るとき、「じゃ、月曜日に反省文を書いて持っておいでや、この後の指示は家に電話でするから」などと言ったものである。

第2 原告ら第1準備書面の第3について

1 求釈明1について

真住中学校の教員は、●●君について、強すぎる正義感を持っているため不良グループの生徒とトラブルを起こしたことがあるが、中学校での指導により「今後そのようなトラブルを起こすことは無いだろう」と述べていたものである。したがって、本件高校では、●●君について、そもそも問題がある生徒だと認識していなかったものである。

ただ、本件トラブル後に●●君に対し指導を行う中で、清水教諭が上記の中学校教員の言っていた話を思い出し、太田教諭にもその話をしたというもので

ある。

2 求釈明2について

一般論として、中学校からの申し送り事項は、生徒指導担当に伝えられるほか、3月末のクラス編成時に1年担任団に伝えられてクラス編成にあたっての配慮等に供されるものであるし、必要に応じて随時学年会議等で伝えられるものである。

ただし、■■■■君については、前述のとおり、中学校は今後トラブルを起こすことはないとの認識を示していたので、当初より申し送り事項として問題があるとか、特別な扱いや配慮を要する生徒とは認識されていなかったものである。

3 求釈明3、4について

原告らから関わった教員の話を知りたいとのことだったので、本件高校は、■■■■君の担任だった太田教諭を中心にして事情説明に当たるのが妥当であり、またそれで足りるものと考えていたものである。ただし、特に要望があった林講師については、平成27年5月18日に会ってもらっている。

4 求釈明5～7について

林講師は、生徒に、宿題にしていたプレッイングリッシュの答えを黒板に書かせたので、それを他の生徒にノートに記載させ、自分の答えとのチェックをさせていた。また、答え合わせが済んだら、5月22日提出予定の課題と中間テスト前の課題プリントについて、隣席の生徒と相談しながらするように指示していた。

教員が生徒にノートへの記載を指示し、生徒がその記載をしている最中に、あるいは記載し終わった後に、机間を回って、生徒がノートにきちんと記載しているか、正確な記載になっているかなどを点検して回るというのは、一般によく行われることであり、何ら矛盾はない。

5 求釈明8～11について

林講師は、板書内容をノートに記載等させるときには、私語をしてきちんと

取り組んでいない生徒に対し注意をし、私語を止めさせている。

しかし、その後に、課題を隣席の生徒と相談しながらするよう指示したときには、生徒は隣席の生徒といろいろ話をしているものであり、中には私語していた生徒もいるかもしれないが、特に目立って課題に取り組んでいない状況があるとか授業秩序を妨害しているという状況があるという状態ではなかったの
で、林講師は特に私語についての注意はしていない。

6 求釈明12について

本件では、「授業が成り立つ」とは、担当教員の本時における授業計画を実施できたことを意味しており、林講師の授業は計画どおりに実施されていたものである。

7 求釈明13について

本求釈明にかかる状況は、前記第1・3に述べたとおりである。■■■■君が男子生徒Aの頭を叩いたり襟をつかんで引っ張ったりなどする前に男子生徒Aは立ち上がるなどはしていない。

8 求釈明14～16について

授業中に男子生徒が女子生徒の手を握っているという状況は、両者が交際していたかどうか、女子生徒が嫌がっていたかどうかにかかわらず、不謹慎であり、授業を受ける適切な態度とはいえない。

ただ、林講師は、机間指導をしていたことから、男子生徒Aのそのような行為は見ていなかったため指導していなかったものであるし、被告は、前記第1・1及び第2・6の意味において、授業妨害をしていたとか、授業が成立していなかったとはいえないとしているものである。

9 求釈明17について

本求釈明にかかる状況は、前記第1・3に述べたとおりである。

男子生徒Aは右横へ身を乗り出すようにしており、■■■■君は同Aを席に正しい姿勢で座らせようと引っ張ったのであるから、左斜め後方に引っ張ることに

なるのは、道理である。

また、男子生徒Aは、「なにっ!!」と強い口調で言ったのではなく、「なに？」と問いかけたものである。

また、■■■■君が男子生徒Aのほほをビンタした強さは、事情聴取時に、同Aも強いものだったと供述し、■■■■君自身も清水教諭にビンタしたときの真似・再現をしたとき強い調子で手を振っていたことから、強かったものと認められるものである。

10 求釈明18について

本求釈明にかかるような男子生徒Aの認識まで聴取していないが、同Aとしては、なぜ殴られるようなことをされないといけないのかという思いはあったのだろうと推認される。

11 求釈明19について

男子生徒Aの認識であるとともに、事情聴取時に■■■■君自身も、「男子生徒Aが滑稽だったので、にやにやしていた」と供述していたものである。

12 求釈明20について

本求釈明にかかるような男子生徒Aの認識まで聴取していないが、同Aとしては、教室の授業の邪魔にならないように外へ出ようとしていたものであろうし、外ではなぜ殴るのかを問い質そうとしていたものであろうと思われる。

13 求釈明21について

男子生徒Aは■■■■君を教室の外へ引きずりだそうとしていたものである。

14 求釈明22について

林講師は、男子生徒Aと■■■■君が組み合っているように見えたのでケンカをしているように思い、二人に注意したものである。

15 求釈明23について

本求釈明のとおりである。

16 求釈明 24、25について

松井教諭は、■■■■君と男子生徒Aが組み合っけてケンカをしているように見え、詳しい事情は把握しておらず、芝田教諭に対し「ケンカがあったようだから、詳しく事情を聞いて」と依頼したものである。

17 求釈明 26について

本件に関する資料等は、乙10～乙14などである。

18 求釈明 27、28について

平成27年4月から本件までの間に1年生によるケンカは発生していないが、清水教諭は、入学して学校に慣れ始め、気のゆるみが出始めているということを書いてきたものである。

19 求釈明 29について

生徒指導当番とは、生徒指導部の校務分掌を受け持つ教員で、何か生徒に問題行動等があったときに、当該当番の時間に事情聴取その他の対応をする教員である。

20 求釈明 30、31について

芝田教諭もまだ詳しい事情を把握していなかったため、太田教諭に対し、1年2組でケンカがあったようだということを伝えたものである。

30 求釈明 32について

本件高校では、生徒に問題行動等があった場合は、生徒指導部の教員に連絡をとり連携して対応することになっている。芝田教諭は教務部の教員であり、太田教諭は生徒指導部の教員だったので、芝田教諭は太田教諭に事情聴取等の対応・応援を依頼したものである。

31 求釈明33、34について

芝田教諭は1年次職員室から、生徒指導室にいた太田教諭に内線連絡をとり、清将君を連れていた芝田教諭と、生徒指導部室からやってきた太田教諭、男子生徒Aの聴取をいったん行ったあと■■■■君から事情を聞こうとやってきた清水教諭が小会議室前で合流した。太田教諭は先に男子生徒Aの話の聞きに行った後、すぐに小会議室に戻ってきた。この時点でまだ■■■■君への事情聴取は始まっていなかった。太田教諭は、男子生徒Aが1年次職員室を訪ねてくるかもしれないこと、自分と清水教諭という2人の生徒指導担当教員がいることから、1年次職員室の当番（電話対応や遅刻者対応などの業務を担当する）である芝田教諭に1年次職員室での待機を依頼したため、芝田教諭は1年次職員室へ戻った。

そのため、■■■■君から事情聴取をしたのは、太田教諭と清水教諭の2人であり、3人ではない。

なお、生徒からの事情聴取は2人の教員で行うのが原則なので、■■■■君からの事情聴取の態様はごく通常の態様である。

32 求釈明35について

清水教諭は、■■■■君の事情聴取の際の様子から真面目な生徒であるとの印象を抱いたものである。

33 求釈明36について

被告準備書面(1)の4頁下から5行目及び同3行目の「正しい姿勢になるように座らせようとした」との記述はそのときの状態を説明したものであり、事情聴取の当初の時点では、まだ男子生徒Aが隣席の女子生徒の方へ身を乗り出すような姿勢で女子生徒の手を握っていたという話は出ておらず（被告準備書面(1)7頁ク参照）、男子生徒Aは、自分は何もしていないのに、突然■■■■君が何も言わずに、頭を叩いてきたり、襟をつかんで後ろへ引っ張ったり、無視をして女子生徒と話を始めたら、もう一度襟をつかんで後ろへ引っ張ったりし、振り向いたときに突然ビンタをされたと述べていたので、清水教諭は、男子生徒Aが何もしていないのに、■■■■君が殴るわけがないはずだと考えていたもので

ある。

34 求釈明37について

清将君が笑ったということは、事情聴取の中で確認しているが、メモには記録していない。

35 求釈明38について

清水教諭は■■■■君に対し、事情聴取のときに、なぜにやにやしていたのかを尋ねているが、■■■■君は、「特に意味はなく、滑稽だったから」と応えていたものである。清水教諭が清将君に対し、どのように男子生徒Aに手を出したのかを尋ねると、■■■■君が突然「じゃあ失礼します」と言って手を振り上げ、清水教諭をあたかも殴ろうとするような素振りをし、清水教諭が驚いてとっさに顔をよけたというようなこともあり、清水教諭は■■■■君がにやにやしたという点についてそれ以上に追及はしなかったものである。

36 求釈明39について

■■■■君が、じゃれあっていた延長で男子生徒Aをビンタするなどした旨述べていたのは事実であるが、それは虚偽の供述だったものであるため（そのあとの聴き取りにおいて■■■■君と男子生徒Aはじゃれあうような関係にはなかったことが判明している）、教員らは、本件当日の事実経過を理解してもらう上で省略してよい細かな事実関係の部類に入るにすぎないものと思っていたことや、■■■■君の遺族の心情への配慮から、言及しなかったものである。

37 求釈明40について

前記第2・33で述べたとおり、事情聴取の当初の時点では、まだ男子生徒Aが隣席の女子生徒の方へ身を乗り出すような姿勢で女子生徒の手を握っていたという話は出ていなかったものであり、■■■■君のじゃれあっていた延長で男子生徒Aをビンタするなどしたと述べていたことが直ちに不自然・不整合だと認識された状況ではなかったものである。

38 求釈明 4 1、4 2 について

教員が生徒に対し他の生徒をビンタするなどした状況の説明を求めたときに、生徒が教員に向かって教員相手に手をあげて実演しようとするのは、ふつうは無い。しかし、本件においては、■■■■君は、失礼しますと言って、清水教諭に向かって、突然勢いよく手を振り上げたのであり、清水教諭は殴られると思ってとっさに顔をよけたような状況だった。■■■■君は、そのあと、清水教諭に対し、ぎりぎりですめたらよいと思っていた旨弁解したので、ビンタする素振りをしようとしていたことは理解できたものであるし、■■■■君が他の教員もいる前で理由なく殴りかかる生徒であるなどとみていたわけではないが、そのときの清水教諭の率直な実感や動揺ぶりを含めて表現しようとして被告準備書面(1)のような記述となったものである。

39 求釈明 4 3 について

本求釈明のとおりである。

40 求釈明 4 4 について

男子生徒Aは、■■■■君を廊下へ連れ出そうとして必要な力で引っ張った旨述べていたものである。

41 求釈明 4 5 について

本求釈明にかかる部分は、本件当日の事実経過を理解してもらう上で省略してよい細かな事実関係の部類に入るにすぎないものである等と考えていたものである。

42 求釈明 4 6、4 7、4 8、4 9 について

前記第2の33及び37で述べたとおりである。

43 求釈明 5 0 について

中学校の教員の評価・表現である。

44 求釈明5 1について

清水教諭が担当者として中学校の教員から直接に話を聞いたものであり、太田教諭は中学校の教員から直接聞いた立場ではなかったため、応えるべきかどうか分からなかったためである。

45 求釈明5 2について

前記第1・3で述べたとおり、男子生徒Aは右隣の女子生徒に対して話しかけていたが、同女子生徒が「勉強しているから待って」と言うと、同Aは右横を向き体を乗り出すようにして女子生徒の手を握り、静かに待っていた。■■■■君はそのような同Aの頭部を軽くたたき、無視する同Aの襟をつかんで左斜め後方へ引っ張り席に正しい姿勢で座らせようとしたが、同Aはそれも無視して女子生徒と話を始めた。■■■■君は再度同Aの襟をつかんで左斜め後方へ引っ張った。そのとき同Aが■■■■君の方を振り向いて「なに？」と問いかけたあと、■■■■君は何も言わずに同Aの左ほほを強くビンタしたという状況だったものである。

46 求釈明5 3について

男子生徒Aは、本件当日2時間目の授業中、■■■■君にビンタされるなどする前には、立ち歩いてはいない。

47 求釈明5 4について

男子生徒Aは、隣席の女子生徒の足を触っていたのではなく、腿の上に置いていた女子生徒の手を握っていたものである。

48 求釈明5 5について

本求釈明にかかる部分は、教員らがようやく■■■■君が男子生徒Aをビンタするなどした理由を把握したという部分であり、そのときに付随的に■■■■君に対し発言・説諭したことというのは、本件当日の事実経過を理解してもらう上で省略してよい細かな事実関係の部類に入るにすぎないものである等と考えていたものである。

49 求釈明56について

清水教諭らは、当然のことながら、他人の問題行動に対し見て見ぬ振りをしてろなどと指導したのではなく、他人の問題行動に対して何があっても暴力で対応することはよくないということを伝えようとしたものである。

50 求釈明57について

教員が入れ代わり立ち代わり質問をしたというようなものではない。

被告準備書面(1)で説明しているとおおり、三辻教諭は、■■■■君に対し反省文のシートを渡しに行ったり、反省文に書くべき項目のメモを渡すなどしたりしたものである。

古井教諭は、生徒指導主事であることから、■■■■君と男子生徒Aとの授業中のトラブルのことを聞いて、■■■■君と話をしようとして小会議室へ行き、話のきっかけとして、なぜ男子生徒Aにビンタしたのかと切り出し、やりとりをしたものである。

小野教諭は、太田教諭から生徒指導部会に出席している間■■■■君の様子を見ておいてほしいと要請されたことから(この点、被告準備書面(1)の11頁(15)を訂正する)、■■■■君のところへ行ったものであり、食事をとったか、飲み物が欲しくないかなどを尋ねたあと、やはり話のきっかけとして、男子生徒Aにビンタするなどした理由について尋ね、やりとりしたものである。

51 求釈明58について

本求釈明の趣旨が明らかでないが、質問がある場合やトイレに行く場合は1年次職員室にいる教員に声をかけるようにとの指示をしていたものであるが、その1年次職員室にいる教員に声をかけるときには小会議室から出ることができし、例えば腹痛で緊急にトイレに行く必要があるときには小会議室から出てトイレへ行けばよいし、あるいは、監視しているわけではないので、小会議室から黙ってトイレに行くこともできたものであり、何ら監禁等のような状態だったものではないものである。

52 求釈明59について

府教育委員会事務局の松野の説明は、一般的に、トイレに行く場合は、他の生徒と出会ってからかわれたりしないようにとか、どこに行ってしまったかわからないことにならないように、見守りのための付添を行っているというものである。当初から説明しているように、本件高校において、問題行動を起こした生徒に小会議室等で振り返りシートや反省文を書かせるなどするとき、質問がある場合やトイレに行く場合などに職員室にいる教員に声をかけるようにと指示しているのは、監視ではなく、あくまで見守りや保護のための措置であって、松野の説明と矛盾しない。

53 求釈明60について

本件では、■■■■君が男子生徒Aに対しビンタをするなどしたため、男子生徒Aが■■■■君にビンタを仕返したという事案である。男子生徒Aが授業中に女子生徒の手を握るなどしているのは当然許されることではないが、そうであっても、■■■■君が取るべきだったのは、そのことについて口頭で注意を促すとか、担当教員等に言って指導してもらうことなどだったのであり、男子生徒Aに対し暴力をふるってやめさせるなどということは全く許されないことである。そのようなことは、一般に自明である。清水教諭が、酔っ払いが他人に迷惑をかけている場合の話をしたのは、どういう理由があっても暴力を振るうことはいけないことを伝えようとした例え話であり、一般にそのようなことは十分に理解できるものである。したがって、恥ずかしい話であるはずがないものである。

54 求釈明61について

太田教諭が■■■■君と一緒に教室へ荷物を取りに行ったのは、一緒に行動をとる（寄り添う）ことで■■■■君との信頼関係をより深めていこうとするためだったものであるし、また他の生徒と出会ってからかわれるなどすることを防ぐためでもあったものである。

55 求釈明62、63について

古井教諭は、生徒指導主事であり、■■■■君と男子生徒Aとのトラブル・暴力

行為があったということは聞いていたが、授業を行っていたため詳細は聞いていなかった。そこで、直接■■■■君と話をしようと小会議室へ行き、話のきっかけとして、なぜ男子生徒Aにビンタしたのかと切り出し、やりとりをし、必要な指導も行ったものである。生徒指導担当などの教員複数が問題行動を起こした生徒と関わって話をし、必要に応じ指導も加えるということは、何ら問題ではなく、古井教諭の行為が嫌がらせなわけがないものである。

56 求釈明64、65について

前記第2・53でも述べたとおり、古井教諭らは、暴力で解決するのではなく、コミュニケーションをもって話し合いや他の教員らとの協力による解決の仕方を考えるように指導していたものであり、この社会通念に合致した自明の指導をしていたことが、学校側の責任を棚に上げているとか、■■■■君を糾弾するものであるとか、無責任な対応などといわれる理由が理解できないものである。

57 求釈明66について

古井教諭は清将君の発言を、小会議室を出た後に、清水教諭に対し伝えた。また、太田教諭は5・6時間目に授業を行っていたため、古井教諭は6時間目終了後の年次集会前に太田教諭に対し伝えたものである。

58 求釈明67について

古井教諭は、■■■■君が動揺しているとは思わなかったが、その発言にはびっくりしたものである。

59 求釈明68について

清水教諭は小会議室へ来たときに、■■■■君の古井教諭に対する発言について、古井教諭から聞いて知っていたと思われる。

60 求釈明69について

古井教諭は前記第2・57の清水教諭に伝えたときに、■■■■君が男子生徒A

の授業態度の悪さからビンタするなどしたということを聞いており、午後2時頃小会議室へ行ったときそのことを知っていたと思われる。

61 求釈明70について

古井教諭は、学校の都合などではなく、■■■■君が机に伏せていたことから、そのようなことをしていずに早く反省文を書くようにと促したものである。

62 求釈明72について

前記第2・56のとおりである。

63 求釈明73について

男子生徒Aの振り返りシート及び反省文は、それぞれ乙7、乙8及び乙9である。

64 求釈明74について

太田教諭は、6時間目終了後年次集会前に体育館で聞いたものである。

65 求釈明75、76について

振り返りシートは、細分化された質問項目に一つ一つ答えさせていく中で、自己の問題行動を振り返らせるためのものである。反省文は、振り返りシートによって自己の問題行動を振り返った中で、自由な構成や自分の言葉で思うように記述させ、当該生徒の気持ちを確認し、反省を促し徹底させていくためのものである。

三辻教諭は当然そのことを理解した上で、ただ、反省文の作成が進まない清将君のために、振り返りシートをふまえた反省文の構成例を示したものである。

66 求釈明77について

太田教諭がトイレに付き添うため出ようとした時、三辻教諭が小会議室に入ってきたので、三辻教諭に■■■■君のトイレに付き添ってもらったものであり、「補導委員会へ出席する」ということは言っていないものである。

67 求釈明78について

補導委員会参加者は、伊藤教頭、古井生徒指導部長、小野教諭、太田教諭、福井康教諭、清水教諭、東教諭、三辻教諭（なお三辻教諭は■■■■君のトイレに付き添った後補導委員会へ参加した）、近藤講師、山内講師、大野教諭、八島教諭、西山教諭。

林講師は参加していない。

68 求釈明79について

林講師は、本件当日の2時間目の授業が終わった後の休憩時間に、三年次職員室で口頭で朝川教頭に報告し（なお、朝川教頭はその報告内容を補導委員会メンバーの伊藤教頭に伝えている）、後日、朝川教頭に対し事情確認書を提出したものである。

69 求釈明80、81、82について

小野教諭は、6時間目に古井教諭から概要は聞いており、補導委員会でも内容を聞いていた。

ただ、小野教諭は、1学年の学年主任として、■■■■君を理解し今後の学校生活に向けて支援していくため、■■■■君本人から、何があったのか、男子生徒Aとの関係を確認しようとして、「男子生徒Aから何かされたか、男子生徒Aに対する不満があるか」「男子生徒Aをなぜ叩いたのか」等と尋ね、やりとりしたものである。

また、小野教諭が「これまでもそのようなことはあったのか」と尋ねたのは、過去から同じことを繰り返しているならば今後カウンセリング的なサポートが必要になるという思いから、そのように尋ねたものである。

70 求釈明83、84について

小野教諭が、■■■■君が「僕はもうきっと退学になって・・・」と言っていたと述べていたのは、勘違いによるものだったものである。

小野教諭は、■■■■君がそのように述べていたときも、口調や表情から落ち着

いているように見えたものである。

71 求釈明85、86について

小野教諭が■■■■君に対し「そんなことはないよ、今回の指導を受けたら戻れるよ」と述べたのは、■■■■君が学校生活に戻れない可能性があるなどという逆説的なことを示唆したものであるはずがなく、言葉のとおり、学校生活にちゃんと戻ることができるよと励ましつつ、反省文を書くことを促そうとしていたものである。

なお、ここで小野教諭が「今回の指導を受けたら」と言ったのは、具体的な何かの指導措置等を念頭において言ったというものではないものである。

72 求釈明87、88、89について

小野教諭は、授業等の用務があったため、■■■■君の作成した振り返りシートは読んでいなかったものである。

73 求釈明90について

6時間目の後のショートホームルームが終わる時刻(午後3時20分頃)より遅くなっていたためである。

74 求釈明91について

太田教諭は■■■■君に対し、反省文の残りを家で書けるかどうかについて確認している。このまま残って書くかどうかの確認はしていない。

75 求釈明92について

小野教諭は、反省文を書き出したのを確認したが、ちらちらと小野教諭の方を見るので、「私がいると書きにくい？」と聞いたら、「はい。」と答えたので出てきたことを、太田教諭に伝えたものである。

76 求釈明93、94について

太田教諭は小野教諭から、■■■■君が「僕は停学になって学校には戻れないか

もしれませんね」などと言ったということは聞いていない。

77 求釈明95について

太田教諭と■■■■君とのやりとりの中で、■■■■君が男子生徒Aに対し手を出したことがいけなかったことだと認めていたことと、「自分が変わったらいいですね」と述べていたことなどから、反省もしているし、突発的に手を出すなどするところを変えたいとする意思があるものと確認したものである。

78 求釈明96について

下校間際でペンが進んでいたことと、■■■■君の書いている様子を見てみると、ペンが止まったのは漢字を書こうとしているところで、その付近を消すなどしていたところから、きっちり書きたいのだろうなと思われたことから、家で漢字などを調べながら書き進めていくことができると思ったものである。

79 求釈明97について

母親に伝えて欲しくなさそうな表情に見えたものである。

80 求釈明98について

太田教諭は、■■■■君の表情が少し曇ったように見えたとき、どうしたのかと尋ねたが、■■■■君は答えなかった。そこで、太田教諭は、母親に対して自分がダメだと思ったことを伝え、変わろうとしていることを伝えると、母親も協力してくれるはずだと話したものである。

81 求釈明99、101について

太田教諭は、■■■■君が少し動揺していると思ったので、変わろうと考えられるだけで成長なので、まずそこを目指そうと声をかけたところ、■■■■君の表情が和らぎ、曇った表情が消え、少しだが笑顔も見えたものである。

82 求釈明100について

■■■■君の発言や振り返りシートの中に母親に迷惑をかけてしまうとあったこ

とや、問題行動を起こすと保護者にも迷惑をかけてしまうことになるのはごくふつうの発想であることから、太田教諭はそれをふまえて、自分が変わって行こうとすればそれは成長であり、母親にとって迷惑などではなくなるのだと述べていたものである。

83 求釈明102について

君の表情が和らいだ後でもあり、また忘れ物がないか机の周りをテキパキと確認し、足取りも重そうではなく、「さようなら」としっかりとした口調で言っており、元気な様子で下校していったものである。

84 求釈明103について

乙1から乙6である。

85 求釈明104について

停学処分は、校長が決定するものであり、本件当日にはまだ決定はされていない。本件当日には、補導委員会としての懲戒処分に対する意見が出されたというものである。なお、反省文の内容は、処分の程度に影響しないものである。

86 求釈明105、106、107について

通常、反省文の提出がなければ、停学処分には入らない。その場合は、何らかの形で反省文が書けるように指導することになると思われる。

君が反省文を週明け月曜日に提出しないということは想定し難いが、万一そのような場合だったならば、別室などで反省文を書くよう促し指導したかもしれない。

君が反省文を月曜日に提出した場合は、月曜日に校長が停学処分を決定し、保護者と日程調整して火曜日以降に申し渡しの日時を設定したものである。

87 求釈明108について

平成27年5月18日～28日である。

88 求釈明109について

家庭連絡票に、携帯電話への連絡は19時以降、家への連絡は21時以降と記載されていたため(乙26)、19時を待ったものである。

89 求釈明110について

太田教諭は学校を出ていたためである。

90 求釈明111について

乙27である。

91 求釈明112について

■君の住所、家族構成、保護者名、連絡先、下校時刻、普段の様子、欠席状況、最近の様子で変わったことがあったか(同級生とトラブルになったこと、トラブルのあった授業時間、その授業の担当教員名、授業の様子、その後の動き、別室の場所、気になる様子の有無)、いじめがあったかどうか(■君本人もいじめは否定しており、いじめはなかったと説明)などについて説明した。

92 求釈明113について

大阪府警察本部から、なぜ警察官氏名を明らかにする必要があるのか理由を明確にするよう要請があった。原告においてこの点が明確にされれば、あらためて府警察本部に照会する予定である。

以上